

令和元年第1回

大空町議会臨時会会議録

- ・ 招 集 令和元年5月27日
- ・ 開 会 令和元年5月27日
- ・ 閉 会 令和元年5月27日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤	忍	7番	品田	好博
2番	三條	幸夫	8番	齋藤	宏司
3番	上地	史隆	9番	松岡	克美
4番	田中	裕之	10番	深川	昇
5番	原本	哲己	11番	松田	信行
6番	沢出	好雄	12番	近藤	哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長 教育委員会 教育長

副 町 長 福祉課 参事

総合支所 長 建設課 長

会計管理者 建設課 参事

総務課 長 地域振興課 長

住民課 長 住民福祉課 長

福祉課 長 総務課 主査

生涯学習課 長 生涯学習課 参事

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和元年第1回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和元年5月27日（月） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第24号 物品の購入について
- 日程第10 議案第25号 物品の購入について
- 日程第11 議案第26号 令和元年度大空町一般会計補正予算（第1号）

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長 山下英二 教育委員会教育長 渡邊國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長 川口明夫 福祉課参事 鈴木章夫
総合支所長 伊藤裕幸 建設課長 高島清和
会計管理者 平田義和 建設課参事 山本純生
総務課長 南部猛 地域振興課長 作田勝弥
住民課長 田中信裕 住民福祉課長 星加政志
福祉課長 佐々木徳幸 総務課主査 土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐薙幸史 生涯学習課参事 田端久剛

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 菊地教男 事務局主幹 田中学

以上のとおり報告する。

令和元年5月27日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《平成31年3月7日～令和元年5月27日》

- 3月 7日 第21回議会広報常任委員会
8日 第10回議会運営委員会
第15回総務厚生・第17回産業建設文教合同常任委員会
第15回総務厚生常任委員会
第17回産業建設文教常任委員会
11日～13日 予算審査特別委員会
12日 第11回議会運営委員会
15日 女満別中学校第48回卒業証書授与式
東藻琴中学校第72回卒業証書授与式
18日 東藻琴幼稚園卒園式
女満別幼稚園卒園式
ことぶき大学卒業式・修了式
19日 女満別小学校第55回卒業証書授与式
20日 東藻琴小学校第72回卒業証書授与式
25日 オホーツク圏活性化期成会合同石北線部会（北見市）
大空町教育懇話会
第2回議会広報モニター連絡会議
30日 大空町手をつなぐ育成会交流会
4月 8日 女満別農民協議会定期総会
女満別小学校入学式
東藻琴小学校入学式
東藻琴中学校入学式
女満別高等学校入学式
9日 女満別町農業協同組合通常総会
東藻琴高等学校入学式
女満別中学校入学式
女満別幼稚園入園式
10日 東藻琴幼稚園入園式
第1回議会広報常任委員会
19日 大空町文化団体協議会総会

- 23日 大空町商工会女性部通常総会
大空町商工会青年部通常総会
大空町交通安全防犯推進委員会総会
- 24日 ことぶき大学入学式・進級式
大空町教育懇話会
- 25日 第2回議会広報常任委員会
- 26日 第1回議会運営委員会
第1回議員協議会
第1回総務厚生・第1回産業建設文教合同常任委員会
第1回総務厚生常任委員会
第1回産業建設文教常任委員会
- 5月 1日 湖水開き・観光安全祈願祭
- 3日 芝桜まつりオープニングセレモニー
- 8日 第3回議会広報常任委員会
- 15日 第2回総務厚生・第2回産業建設文教合同常任委員会
第2回総務厚生常任委員会
第2回産業建設文教常任委員会
- 16日 第4回議会広報常任委員会
- 17日 第2回議会運営委員会
- 20日 大空町商工会通常総会
- 22日 第5回議会広報常任委員会
オホーツク大空町観光協会通常総会
- 23日 第3回議会運営委員会
- 24日 第3回産業建設文教常任委員会
オホーツク町村議会議長会定期総会（滝上町）
- 25日 女満別中学校運動会
東藻琴中学校運動会
- 27日 令和元年第1回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣告

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから令和元年第1回大空町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において6番、沢出好雄議員及び7番、品田好博議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇議会運営委員会委員長 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開くにあたり、5月23日に議会運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。

本臨時会には、町長から提出されております案件が8件であります。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している

とおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。以上でございます。

◇議 長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号

◇議 長 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。田中住民課長。

◇住民課長 議案書の1ページでございます。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和元年5月27日提出、大空町長、山下英二。

議案書3ページをお開き願います。専決処分書。大空町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年3月29日、大空町長、山下英二。

議案書5ページから18ページは、大空町税条例等の一部を改正する条例の改正条文でございます。議会臨時会参考資料の1ページから6ページに大空町税条例等の一部を改正する条例の概要を。7ページから41ページには新旧対照表を掲載しております。

改正の内容につきましては、概要により御説明させていただきますので参考資料の1ページをお開き願います。

承認第2号関係、大空町税条例等の一部を改正する条例の概要です。改正の趣旨でございますが、平成31年度の地方税制改正において、本年10月1日から予定されている消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等を図る観点から、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の導入、住宅ローン控除の拡充、軽自動車税グリーン化特例の見直し等を講ずることとされ、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布されたことに伴い、大空町税条例等の改正が必要となったことから、地方自治法の規定により、本年3月29日付けで専決処分させていただいたものでございます。

項目の1、個人法人町民税の(1)個人町民税です。関係条例第24条①個人町民税の非課税措置では、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、かつ、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人町民税を非課税とする措置を講じます。施行期日は、令和3年1月1日になります。

関係条例第36条の2、第36条の4、②町民税申告書記載事項の簡素化では、申告手続の簡素化のため年末調整で適用を受けた所得控除の合計額と住民税申告による所得控除の合計額が同額である場合においては、住民税申告の内訳の

記載を要せず、所得控除の合計額の記載によることができることとします。

2 ページをお開き願います。関係条文第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3、③扶養親族申告書の記載事項の追加では、給与所得者及び公的年金受給者の現行の扶養親族申告書に単身児童扶養者の判定を行うため、記載事項を追加します。②、③の施行期日は令和 2 年 1 月 1 日になります。

関係条文附則第 7 条の 3 の 2、④住宅ローン控除の拡充に伴う措置では、所得税の住宅ローン控除の改正により、消費税等の税率が 10%である場合の住宅を取得し、本年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合については、控除期間を 3 年間延長し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ所得限度額の範囲内で個人住民税から控除します。施行期日は平成 31 年 4 月 1 日になります。

関係条文第 34 条の 7、附則第 7 条の 4、附則第 9 条、附則第 9 条の 2、⑤ふるさと納税制度の見直しでは、これまでいずれの地方団体に寄附金を支出したとしても、特例的な税額控除が受けられていましたが、総務大臣が地方審議会の意見を聞いた上で、次の基準に適合する地方団体がこれまでと同じ特例控除の対象となります。ア、寄附金の募集を適正に実施する地方団体、イ、他の地方団体で返戻品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体で、返戻品の返戻割合を 3 割以下とすること。返戻品を地場産品とすることとなります。施行期日は、令和元年 6 月 1 日になります。

3 ページにふるさと納税制度の概要を掲載しております。ふるさと納税のうち 2,000 円を超える部分については、一定の上限まで原則、所得税、個人住民税から全額控除されます。下の図は、年収 750 万円の給与所得者が地方団体に 3 万円のふるさと納税をした場合の控除額です。3 万円の内 2,000 円を除く額は、所得税の所得控除、住民税の税額控除基本分と特例分で控除が受けられます。これまではいずれの地方団体に寄附金を支出したとしても特例分の控除も受けられていましたが、見直し後の制度においては、寄附金の募集を適正に行う地方団体として総務大臣が指定したものに限り、特例控除の対象となります。本年 6 月以降、総務大臣の指定がない地方団体に寄附をした場合は、所得税の控除及び住民税の基本分の控除は受けられますが、網掛けした部分の住民税特例分は受けられないこととなります。本町は本年 5 月 15 日付けで総務大臣の指定を受けたところであります。

4 ページをお開き願います。(2) 法人町民税です。関係条文、平成 30 年改正条例第 1 条、①大法人の電子申告義務化に係る措置では、平成 30 年度税制改正により大法人、こちらは資本金一億円を超える 5 号から 9 号法人であります大法人の電子申告が義務化されたところですが、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難な場合は、地方団体の長の承認を受けて申告書等を書面により提出できることとします。施行期日は平成 31 年 4 月 1 日になります。

続きまして、項目の 2、固定資産税です。関係条文、附則第 10 条の 3 第 6 項

は、①高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定。関係条文、附則第10条の4は、②平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定、関係条文、附則第10条の2、附則第10条の3第7項から第13項は、③その他法令等の改正に併せ、所要の規定の整備及び項ズレ整理を行うものです。①から③の施行期日は平成31年4月1日になります。

続きまして、項目の3、軽自動車税です。関係条文、附則第16条、附則第16条の2、①グリーン化特例の見直しでは、現行の軽自動車税に係るグリーン化特例の対象を電気自動車等に限定する見直しを行います。なお、消費税率引上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長した上で、令和3年度、令和4年度に新規登録された自家用乗用軽自動車に限り適用します。5ページに改正前と改正後の比較表を掲載しております。改正前は電気自動車等に加え、燃費性能に応じて75%、50%、25%の軽減が受けられましたが、改正後は電気自動車等に限り軽減率75%となります。

関係条文、附則第15条の2、附則第15条の2の2、②環境性能割の臨時的軽減では、自家用乗用軽自動車について、消費税等が8%から10%へ引き上げられるに伴う需要平準化対策として、臨時的に環境性能割の税率1%分を軽減します。

6ページをお開き願います。関係条文、附則第15条の3、附則第15条の3の2、③環境性能割の非課税及び減免規定の整備では、当分の間、環境性能割の賦課徴収を北海道が行うことから、軽自動車税環境性能割の非課税及び減免については、北海道の規定する自動車税環境性能割と同様の取り扱いとします。①から③の施行期日は、令和元年10月1日になります。

以上、大空町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第3号

◇議 長 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題

とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書19ページでございます。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和元年5月27日提出、大空町長、山下英二。

議案書21ページでございます。専決処分書。大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。平成31年3月29日、大空町長、山下英二。

議案書23ページが改正条文でございます。議会臨時会参考資料43ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を。44ページ、45ページに新旧対照表を掲載しております。

概要により改正内容を説明させていただきますので参考資料43ページをお開きください。今回の専決処分は、平成31年度の税制改正において、経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、大空町国民健康保険税条例の改正が必要となったことから、地方自治法の規定により、3月29日付けで専決処分させていただきます、これを報告し、承認を求めます。

項目、国民健康保険税の減税について、関係条文、条例第23条第2号、5割軽減の判定所得額については、基礎控除額に加算する被保険者数等に乗じる額を27万5,000円から5,000円引き上げ28万円として算出することとされ、同条第3号、2割軽減の判定所得額については、基礎控除額に加算する被保険者数等に乗じる額を50万円から1万円引き上げ51万円として算出することとされましたので改正したものです。いずれも改正の施行期日は平成31年4月1日としています。

この改正の適用区分は、附則第2項で平成31年度以後の国民健康保険税から適用し、平成30年度以前の国民健康保険税は、従前の例によることとしました。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、御承認いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求

めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第4号

◇議 長 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書25ページをお開きください。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年5月27日提出、大空町長、山下英二。

議案書27ページをお開きください。専決処分書。大空町介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年3月29日、大空町長、山下英二。

次の議案書29ページは改正条文でございます。臨時会参考資料47ページ、大空町介護保険条例の一部を改正する条例の概要、それから48、49ページに新旧対照表を掲載しております。

概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料47ページをお開きください。今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正において、低所得者の保険料軽減強化として実施されている所得段階別の減額賦課に係る保険料率の算定基準が改正されたことに伴い、大空町介護保険条例の一部を改正するものであります。

項目欄、保険料率について、関係条文、第2条第3項、低所得者の保険料軽減強化として、第2条第1項第1号に該当する第1段階の被保険者の介護保険料を平成31年度から平成32年度までの間、年額2万8,080円、月額に換算しますと2,340円を年額2万3,400円、月額にしますと1,950円に減額をいたします。

同条第4項、同じく第2段階の被保険者の介護保険料について年額4万6,800円、月額にしますと3,900円を年額3万9,000円、月額にしますと3,250円に減額をします。

同条第5項、同じく第3段階の被保険者の介護保険料について、年額4万6,800円、月額にしますと3,900円を年額4万5,240円、月額にしますと3,770円に減額をします。この改正の施行期日は、いずれも平成31年4月1日としております。

また、この改正の経過措置として附則第2項で平成30年度以前の介護保険料については、改正前の規定を適用することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御承認いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行い

ます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第5号

◇議 長 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書31ページです。承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年5月27日提出、大空町長、山下英二。

33ページです。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年3月31日、大空町長、山下英二。

35ページです。今回の補正予算の専決処分は、本年3月末に地方譲与税、地方交付税、地方債等の額が確定したことなどにより、歳入歳出予算の専決処分を行ったものです。

平成30年度大空町一般会計補正予算(第10号)。平成30年度大空町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,576万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6,135万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成31年3月31日、大空町長、山下英二。

37ページ、第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、地方譲与税に、1,560万4,000円追加。3款、利子割交付金に61万3,000円追加。4款、配当割交付金から118万5,000円減額。5款、株式等譲渡所得割交付金から33万3,000円減額。6款、地方消費税交付金に378万4,000円追加。7款、ゴルフ場利用税交付金に4万8,000円追加。8款、自動車取得税交付金に1,406万7,000円追加。10款、地方交付税に5,650万8,000円追加。11款、交通安全対策特別交付金から5万9,000円減額。15款、道支出金から290万円減額。16款、財産収入に384万3,000円追加。17款、寄附金に100万円追加。20款、諸収入から4,242万1,000円減額。21款、町債から280万

円減額。続いて38ページです。歳入合計は、4,576万9,000円追加し、79億6,135万9,000円とするものです。

39ページ、歳出です。2款、総務費に4,978万3,000円追加。4款、衛生費から103万9,000円減額。9款、消防費から23万8,000円減額。10款、教育費から273万7,000円減額し、歳出合計は4,576万9,000円追加し、歳入合計と同額にするものです。

40ページ、第2表、地方債補正、1変更です。

総合支所整備事業債は、限度額を140万円減額し、2,320万円に。廃屋等解体撤去推進事業債は、限度額110万円減額し、390万円に。防災対策整備事業債は、限度額30万円減額し、280万円に変更したもので、それぞれ事業費の確定に伴うものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。

歳出から行いますので、48、49ページをお開きください。

2款1項8目、総合支所庁舎管理費、15節、改修工事費から59万4,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

9目、公共施設等整備基金積立金、25節、積立金に5,037万7,000円の追加は、今回の補正予算の財源調整により積み立てたものです。

4款1項3目、廃屋等解体撤去推進事業、19節、補助金から103万9,000円の減額は、補助金額の確定によるものです。

9款1項5目、国民保護対策費、13節、全国瞬時警報システム新型受信機整備事業委託料から23万8,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

10款4項2目、高校教育振興基金積立金、25節、積立金に6万3,000円の追加は、東藻琴高校の農業実習による生産物売払代を積み立てたものです。

6項1目、青少年育成協会補助金、19節、補助金から280万円の減額は、北海道補助金の審査の結果、青少年育成協会が事業主体とみなされ、補助金交付先が変更となったことによるものです。

続きまして、歳入の説明をします。44、45ページをお開きください。歳入につきましては、3月末までにそれぞれ譲与税、交付金、交付税、地方債等の額の確定によるものです。

2款1項1目1節、地方揮発油譲与税に119万9,000円の追加です。

2項1目1節、自動車重量譲与税から70万9,000円の減額です。

3項1目1節、航空機燃料譲与税に1,511万4,000円の追加は、航空機発着便数の増加等による航空機燃料の増に伴うものです。

3款1項1目1節、利子割交付金に61万3,000円の追加です。

4款1項1目1節、配当割交付金から118万5,000円の減額です。

5款1項1目1節、株式等譲渡所得割交付金から33万3,000円の減額です。

6款1項1目1節、地方消費税交付金に378万4,000円の追加は、個人

消費の伸びによるものです。

7款1項1目1節、ゴルフ場利用税交付金に4万8,000円の追加です。

8款1項1目1節、自動車取得税交付金に1,406万7,000円の追加は、見込みより自動車販売台数の増加によるものです。

10款1項1目1節、特別交付税に5,650万8,000円の追加は、当初の見込みより増額なったもので、地方交付税総額では、前年度と比較しまして、1億7,957万1,000円減の35億4,571万6,000円となっております。

11款1項1目1節、交通安全対策特別交付金から5万9,000円の減額です。

46、47ページをお開き願います。

15款2項6目3節、芸術鑑賞事業補助金から290万円の減額は、歳出で説明しましたとおり、補助金交付先が変更となったことによるものです。

16款2項1目2節、土地売払代に384万3,000円の追加は、道道空港線沿いの町有地341.04㎡の土地の売り払いによるものです。

17款1項1目1節、一般寄附金に100万円の追加は、1件の寄附によるものです。

20款4項11目1節、高校農業実習生産物売払代に6万3,000円の追加は、歳出で説明しましたとおり、東藻琴高校農業実習による生産物の売り払いによるもの。備荒資金組合普通納付金災害支消金から4,288万6,000円の減額は、今回の財源調整により支消しないこととしたためでございます。総合支所庁舎改修工事、工事費負担金に40万2,000円の追加は、起債対象外工事の増に伴うものでございます。

21款の町債につきましては、先に第2表で説明したとおりでございます。説明を省略させていただきます。

以上、補正予算について御説明申し上げます。御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。44ページのゴルフ場利用税交付金の内訳をお知らせ頂きたい。

◇議 長 南部総務課長。

◇総務課長 ゴルフ場利用税の交付金の関係でございますが、大変申し訳ありません。今ちょっと資料が手元にないものですから、後ほど御説明させていただいてよろしいでしょうか。

◇三條議員 終わります。

◇議 長 本会議後で良いんですか。

◇三條議員 はい。

◇議 長 その他、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第6号

◇議 長 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書51ページでございます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年5月27日提出、大空町長、山下英二。

議案書53ページでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年3月31日、大空町長、山下英二。

議案書55ページでございます。

平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)。平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ617万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,390万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成31年3月31日、大空町長、山下英二。

議案書57ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。2款、道支出金に617万3,000円を追加し、歳入合計は12億4,390万1,000円とするものです。

58ページをお開き願います。

歳出です。2款、保険給付費に617万3,000円を追加し、歳入合計とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明いたしますので、64、65ページをお開き願います。

今回の専決処分は4月に支払う平成30年度の医療費が想定よりも上回る不足

が生じたことから、歳出では一般被保険者療養給付費を増額し、また、歳入では保険給付費等交付金の増額を専決処分により行ったものでございます。医療費が高額となった要因といたしましては、悪性腫瘍等の手術、投薬による高額な医療費によるものです。

それでは歳出です。

2款1項1目19節、一般被保険者療養給付費に617万3,000円を追加です。先ほど説明した給付費に不足が生じたことから追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、62、63ページをお開きください。

2款2項1目1節、普通交付金に617万3,000円の追加です。一般被保険者療養給付費を追加したことに伴うものでございます。以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第6号専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第24号

◇議 長 日程第9、議案第24号、物品の購入についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書67ページになります。

議案第24号、物品の購入について。次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和元年5月27日提出、大空町長、山下英二。

記、1、購入する物品の種類及び数量、除雪ドーザ5トン級、1台。2、購入の方法、指名競争入札。3、購入の金額、1,188万円。4、購入の相手方、大空町女満別西7条4丁目3番9号、中央自動車工業株式会社、代表取締役、敦賀政之。

議会臨時会参考資料51ページをご覧ください。購入予定の機械は冬季の除雪作業において、小回りが必要な箇所や狭隘部など小規模な除雪作業のほか、大型除雪機械による除雪の際に交差点部にこぼれる残雪や氷の塊を除去する交差点処

理を行うためのものであります。

現在、交差点処理は、平成11年製造の小型ショベルまたは歩道除雪後に小型除雪車により対応しておりますが、移動速度が遅く、交差点処理に時間を要している状況であります。今回購入予定の機械につきましては、小型ショベルより若干大きく、移動速度が大幅に早くなることから、効率的な除雪作業が可能になるものであります。

購入に係る入札につきましては、平成31年4月16日に指名競争入札を行い、4月19日、仮契約を結んだところであります。

納入期限につきましては、令和2年1月15日までとしております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、中央自動車工業株式会社、株式会社たいせつ、松岡機械販売の3者で入札を執行いたしました。入札の結果、中央自動車工業株式会社が落札したところであります。

契約の金額は1,188万円。うち消費税及び地方消費税の合計額は108万円となっております。なお、購入に係ります契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。以上、御説明を申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。1点だけお聞かせ願いたい。発注してから納入まで、随分時間が掛るということが一つ、あと補助の内訳がどうなってるのか、この2点についてお知らせいただければと思います。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 まず1点目の納入までに時間が掛ることにつきましては、販売業者等から、納入に係る時期について事前に聞き取りをした結果として設定しております。2点目ですが、財源につきましては、全て単独費ということになっておりまして、補助金等はありません。以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第24号、物品の購入についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第25号

◇議 長 日程第10、議案第25号、物品の購入についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書69ページになります。

議案第25号、物品の購入について。次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和元年5月27日提出、大空町長、山下英二。

記、1、購入する物品の種類及び数量、除雪グレーダー3.7メートル級、1台。2、購入の方法、指名競争入札。3、購入の金額、4,917万円。4、購入の相手方、北見市東相内町660番地7、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー北見支店支店長、森 正充。

議会参考資料53ページをご覧ください。現有の機械は冬季の町道除雪の他、夏には道路維持として未舗装道路の路面整正などを行っております。更新の理由といたしましては、平成10年度に購入し、21年が経過していることから、老朽化による破損が懸念され、修繕に時間を要すること。代車の手配が難しいことなどから現有機械を更新するものです。

更新後の機械につきましては、後輪駆動車両前面の除雪装置としてアングリングプラウ、またはVプラウを装着する仕様であります。

現有機械との変更点は、乗車定員が1名でサイドウイングが装着できない点であり、メーカーによる構造規格変更に伴い、選択肢がなくなったものであります。

購入に係る入札につきましては、令和元年5月14日、指名競争入札を行い、5月15日、仮契約を結んだところであります。

納入期限につきましては、令和2年3月19日までとしております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー北見支店と日本キャタピラー合同会社北見営業所の2者での入札を執行いたしました。入札の結果、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー北見支店が落札したところであります。

契約の金額は、4,917万円。うち消費税及び地方消費税の合計額は、447万円となっております。なお、購入に係ります契約につきましては、議会の議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。2点ばかり教えていただきたい。さっきと同じように補助の内訳とそれからアングリングプラウとはどういうものなのでしょうか。詳しく説明いただきたいと思います。

それと金額が4,900万ということで結構高額なんですけれども、例えば今流に言うGPS機能が付いているのかどうか、その辺含めてご説明いただければと思っております。

◇議 長 建設課参事。

◇建設課参事 まず、補助の内訳なんですけど、購入費の3分の2が、国の補助金分ということになります。

次にアングリングプラウなんですけど、予算参考資料の方で写真を付けておりますが、正面に付いている雪をよける装置になりますが、この装置が左右に曲がるとといいますか、真っすぐ固定されたものではなく、右の方に雪を寄せたり左の方に雪を寄せたりというふうな、そういうふうな動作ができる除雪の装置ということでもあります。

最後にGPS等の機能は付いているのかという部分につきましては、そういった機能の方はメーカーに対して発信する装置はあると聞いておりますが、町が利用する、今どこを除雪してるだとか、どこにいるかとかいうような情報を取得できるような装置は付いておりません。以上です。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 2番。よく入口を除雪しても入口を塞がれるという苦情がよくあると思うんですけども、この装置によって入口の部分は、例えば反対の方に除雪をするとか、そういうことは可能だということでしょうか。

◇議 長 建設課参事。

◇建設課参事 プラウ自体が右向き左向きということで変えられるので、場所によっては右側に寄せたり左側に寄せたりということはできますが、市街地のような頻繁に右左になるような場所については、なかなかそういった対応はできませんが、今議員がおっしゃられたとおり、多少であれば、そういう右に寄せたり左に寄せたりというふうなことは可能な装置になっております。

◇議 長 その他質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第25号物品の購入についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第25号物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号

◇議 長 日程第11、議案第26号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書71ページです。

議案第26号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第1号)。令和元年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,799万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億5,502万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年5月27日提出。大空町長、山下英二。

73ページです。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。19款、繰入金に2億1,799万8,000円追加し、歳入合計は81億5,502万1,000円とするものです。

74ページ、歳出です。4款、衛生費に2億1,799万8,000円追加し、歳出合計は歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。

歳出から行いますので、80、81ページをお開きください。

4款1項1目、女満別中央病院医療環境等充実事業、17節、女満別中央病院建物購入費に2億1,799万8,000円の追加は、町民が町内で持続的かつ安定的に医療の提供を受けるための効果的な支援のあり方を検討した結果、病院建物を取得することが必要であるとの判断によるものです。なお、議会参考資料の55ページに建物購入箇所図を掲載してございますので、参考としてください。

続きまして、歳入の説明をしますので、78、79ページをお開き願います。

19款1項2目1節、地域福祉・医療基金繰入金に2億1,799万8,000円の追加は、今回の補正財源として繰り入れるものです。

以上、補正予算について御説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。何点かお聞かせいただきたいと思います。

中央病院の前の女満別シティー病院の改築の年月日、当時の補助金額、今回建物を取得することになった経過と病院の経営内容を含めて再度説明お願いしたいと思います。

2点目、5月の15日に、私ども病院の建物を見学させていただいたんですけども、結構見る限り、水回りも含めて補修修繕が必要な部分が相当あるなというふうに見てきたんですが、直近でおおよそどれぐらい補修に掛るのかということ、もし概算で計算されているのであれば教えていただきたいと思います。補修は福祉基金を充てて、取り崩しながら対応することになるんだと思うんですけども、今後の病院の建物を見ますと、賃料、家賃をもらう以上に、そういう補修経費と言うのは当然出ていくんだろうなというふうに思われます。水回りですとか冷暖房等がある程度年数が経っているというふうなことから、そのことが予想されると思います。これは町だけで云々と言うのもなかなか厳しい部分もある

と思うんですけれども、国等に、こういった基幹病院の補助制度等について、要望していくことも必要ではないのかなと思ったりもしております。

それから町民の皆さんが、地元到医院があつて安心して生活ができる、これもとても大事なことです。取得そのものには決して反対するものでございませぬ。今、補助要綱に基づいて、1億円の補助をされているわけですが、こういった建物取得等以降、同じように補助支援は継続されるのかどうか。当然継続されると思うんですけれども、その辺のことについてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから今、町として、今回の補助以外に人材確保のために支援策を講じておられると思ひますが、メニューと金額等、どれくらい利用されていて、どんな状態になつてゐるのかお知らせいただきたい。

それともう1点、これ問題はないのかなというふうに思ひますけれども、耐震性能の診断は必要無いということで判断してよろしいでしょうか。以上についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時06分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 何点か御質問いただきましたけれど、まず1点目でございます。当時の建築費、それから当時の補助金額等の御質問でございましたけれども、平成10年3月に完成をしております。こちら建物は資料にも書いてございまして、建築当時の費用でいきますと13億5,000万円でございます。当時、病院の建築に対しましても、建設時に3億円、それからその後、年を分けて分割でもって6億円の補助をトータルしまして、建物の建築につきましては9億円の補助ということになつてゐるところでございます。

それから、今回、支援に至りましたその経営の状況などでございすけれども、この平成29年、30年と病院を運営しております法人が2年連続の赤字となつてございす。その要因としましては、最近5年間の状況をみますと、入院患者が18%、通院患者につきましては12%ほど減少してございまして、入院外来合わせました診療収入を比較しますと9,000万円以上の収入減となつてゐるようなところでございす。

そういった中でありまして、今回の建物賃借料の支援ということでございすけれども、この中央病院の支出の部分に相当する総額につきましては、年度当たり8億5,000万円程度となつてゐるところでございます。そのうちの9%程度を建物の賃借料が占めてございす。その額8,100万円ほどとなつた訳でございすけれども、こういったところが経営の負担になつてゐるというこ

ともあったものですから、そこを町が購入をし、町が町のルールでもって計算をして貸し付けることによりまして、年間4,000万円程度に削減することができるということでありまして、そういった中で、安定経営に資するよう努めていただきたいと考えているところでございます。

2点目でございます。水回り等の補修修繕等のことでもございましたけれども、こちらにつきましては、建築から20年経過をしている建物ございまして、先日現地をご覧いただきましたとおり、屋根や外壁といった部分につきましては、外側の部分は改修済みの部分もございまして、比較的良好であるというふうに認識をしておりますが、御質問いただきましたとおり、水回り等設備系のトラブルにつきましては、経年劣化によるトラブル等が発生しているというような状況でございます。こういった分につきましては、発生してみないと症状が分からないというものでございますけれども、各種配管の対策ですとか、消防用設備、電気、それから暖房設備など大規模の修繕が必要になる可能性もないとは言い切れないのが実態でございます。もしかすると数千万単位のお金が必要になるということもあるわけでありまして、そういったところ、ちょっと今この場でおいくらということは申し上げることはできませんけれども、人の命を預かる施設でございますので、現地の建物の状況をよく把握した上で、計画的に改修を行っていくことが必要であろうというふうに考えているところでございます。

更に、その中で、基金を充当をしていく訳でありますけれども、もしも修繕等が発生した場合につきましては、賃貸料収入以上に掛ってくるということも考えられるのではないかとこのところでもございますけれども、確かに先日お示ししました単純なシミュレーションの中では、貸付後6年ごろには、収入でもって積み増しができるというようなことで算定をしておいた訳でありますけれども、そういった部分、不測の修繕等が発生した分につきましては、当然ながらその積み増しのしていける時期というものは後ろにずれていくのではないかとこのように考えているところでございます。

また、当該建物につきましては、普通財産として取得をし、貸し付けるものがありますから、過疎債を初めとします起債ですとか補助対象には現状制度ではないということになっている訳でありますけれども、御指摘いただきましたとおり、この点につきましては、国や道に対し、公共的または準公共的医療機関として位置づけていただき、財政支援などが受けられるよう、引き続き要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目でございます。補助金、現在、出している医療環境等充実補助金の関係でもございますけれども、こちらの補助金につきましては、基幹病院医療等充実事業補助金交付要綱に基づきまして、救急医療対策に対し3分の2以内、2,000万円を上限としております。それから、療養型病床確保に向け、3分の2以内、2,500万円上限。人材確保事業に3分の2以内、3,500万円。医療機器等整備事業に2分の1以内、2,000万円と、そういったルールでもって補助金を交付しているところでございます。今回御提案いたしました支援につき

ましては、施設、いわゆる外側の箱に関する部分でありまして、法人の経営的な支援であるのに対しまして、この要綱に基づく補助金につきましては、医療体制の確保、それから、医療環境の充実を目的としました医療のソフト面の支援でもって、地域医療を確保していこうというものでございます。したがって経営の安定化が図られたからといって安易にその補助金を削減するというのではなく、地域医療の確保充実という視点を持ちながら、しかしながら、一方で経営の状況も勘案しながら、次年度以降の補助金の額を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

4点目でございます。町で支援をしております人材確保の事業等の関係でございますけれども、こちらにつきましては、医療介護従事者等確保事業補助金といったしまして、29年度の決算でまいりますと。111万5,000円の決算となつてございまして、医療、それから福祉、介護の関係も含まれておりますけれども、就業支援につきまして7名、105万円。それから住宅準備等に必要な経費としまして6万5,000円の補助をしているところでございます。

それから、最後の耐震のことについて御質問をいただいた部分でございますけれども、建築物の耐震改修の促進に関する法律におきまして、耐震診断が義務づけられておりますのは、1981年、昭和56年の5月31日以前に建築工事に着手した建物、いわゆる旧耐震基準で建てられたものというふうに認識をしております。当該建物は、先ほど御説明冒頭で申し上げましたとおり、平成10年に完成をしているものでございまして、新しい耐震基準により建てられているものでありますので、問題ないというふうに思っております。以上でございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。いろいろ御説明いただきました。やはり女満別中央病院は基幹病院でもありますし、町民の皆さんにとって無くてはならない医療施設だと思います。経営状況が厳しいことも今後予想されますので、是非いろいろと連携をとりながら、医者確保も看護師確保も出来ない厳しい状況にならないよう日ごろからできるだけ連携しながら進めていただきたいと思いますというふうに思います。終わります。

◇議 長 答弁を求めますか。鈴木参事。

◇福祉課参事 今、御指摘いただきましたとおり、地域医療確保のためには大変重要な病院であるというふうに思っておりますので、法人側と常に情報交換や意見交換をしながら、よりよい形で医療の確保が進んでいきますように努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

以上で令和元年第1回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

（閉会 午前11時16分）